



平成 29 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代 表 者 名 取締役社長 村尾 修
(コード番号 6674 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 コーポレート室長 中川 敏幸
(TEL.075-312-1211)

業績連動型株式報酬制度の詳細決定および 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日付で公表いたしました信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関して、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定いたしました。当該決定には、本制度において信託が取得する当社株式の取得方法について、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）によることが含まれておりますので、合わせて下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 業績連動型株式報酬制度の詳細

(1) 当社にて導入する信託を用いた業績連動型株式報酬制度の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 29 年 8 月 22 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 29 年 8 月 22 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 31 年 8 月末日（予定）

(注) 当社と信託管理人との間に特別な利害関係はありません。

(2) 信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額	119,830,000 円
(3) 取得する株式の数	230,000 株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分（第三者割当）により取得
(5) 株式の取得時期	平成 29 年 8 月 22 日（予定）

2. 第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 22 日（予定）
(2) 処分株式数	当社普通株式 230,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 521 円
(4) 処分価額の総額	119,830,000 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(2) 処分の目的および理由

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様。）を対象に、取締役の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益およびリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を決議し、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 13 期当社定時株主総会において承認されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 9 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入に伴ない、当社が三井住友信託銀行株式会社との間で締結する信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）により設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行なうものであります。

なお、当社の子会社である株式会社 GSユアサ（以下、「当社子会社」といいます。）においても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入しており、本信託を用いて当該制度を運用することを予定しております。そのため、本自己株式処分には当社子会社が含まれており、処分数量につきましては、本制度導入に際し当社および当社子会社がそれぞれ制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役および当社子会社取締役（以下、総称して「取締役等」といいます。）に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 413,574,714 株に対し、0.06%（平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 411,455 個に対する割合 0.06%。いずれも、小数点第 3 位を四捨五入し、表記しています。）と小規模なものです。

本信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成 29 年 8 月 22 日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 29 年 8 月 22 日（予定）
信託の期間	平成 29 年 8 月 22 日（予定）～平成 31 年 8 月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（注）本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行ない、受託者は、かかる指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないこととしています。

（3）払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日である平成29年7月31日の東京証券取引所における当社株式終値である521円といたしました。なお、この価格は東京証券取引所における当社株式の1ヶ月（平成29年7月3日～平成29年7月31日）終値平均である503円（円未満切捨て）からの乖離率3.58%、3ヶ月（平成29年5月1日～平成29年7月31日）の終値平均である503円（円未満切捨て）からの乖離率3.58%、および6か月（平成29年2月1日～平成29年7月31日）の終値平均である505円（円未満切捨て）からの乖離率3.17%となっており（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

（4）企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上